

国民健康保険 からの お知らせ

■お問合せ
保険年金課 岩井仮設庁舎
内線 1732

**国民健康保険に
加入するとき
やめるときは
届出が必要です**

国民健康保険に加入すると
き・やめるときは14日以内に
保険年金課(岩井仮設庁舎)ま
たは窓口センター(猿島庁舎)
に届け出をしてください。

現在使用している被保険者
証は、3月31日で使えなくな
ります。新しい被保険者証は
3月末までに世帯主あてに郵
送します。

い。

新しい被保険者証が届いた
ら、次のことをご確認ください。

- 記載内容(住所、氏名、生
年月日)に誤りがないか
- 資格がないのに被保険者証
が届いた(他の健康保険に
加入、転出、死亡)
- 資格があるのに被保険者証
が届かない(転入、出生、
他の健康保険に加入してい
ない)

■国民健康保険加入の 手続きが必要な場合

- 職場の健康保険などをやめ
たとき(社会保険喪失証明
書などをお持ちください)
- 他の市町村から転入したとき
- 子どもが生まれたとき
- 生活保護を受けなくなつた
とき

ドック健診の 助成内容が変わります

4月1日から、ドック健診
に対する助成制度が変更にな
ります。

- ・保険税は届出をした日から
ではなく、資格を得た月ま
でさかのぼって納付するこ
とになります。
- ・被保険者証がない間の医療
費はやむを得ない場合を除
き全額自己負担になります。
- 版4月2日号に掲載する予定
です。詳細を確認のうえ、お
申し込みをお願いします。

中学3年生までの お子さんの場合

坂東市すこやか医療費支給
制度は、中学3年生までのお
子さんや妊産婦(福受給者のか
たが医療保険を使い診療など
を受けた際に、一部負担金を
返すことになります。

制度は、中学3年生までのお
子さんや妊産婦(福受給者のか
たが医療保険を使い診療など
を受けた際に、一部負担金を
返すことになります。

坂東市独自の制度 坂東市すこやか 医療費支給制度

■**妊産婦(福受給者)の場合**
該当し、(福)医療福祉費支給制度に
該当しない15歳(中学3年生)ま
でのお子さんが医療機関で診
療などを受けた場合に対象と
なります。

**被保険者証が
新しくなります**

■国民健康保険脱退の 手続きが必要な場合

- 職場の健康保険などに加入
したとき(職場の健康保険
証をお持ちください)
- 他の市町村へ転出するとき
(学生の場合はお申し出く
ださい)
- 死亡したとき
- 後期高齢者医療制度の対象
となつたとき

■届出が遅れると…

資格を喪失した後に国民健
康保険の被保険者証を使つて
診療を受けた分の医療費(國
民健康保険負担分)は、後で
助成する坂東市独自の制度で
返すことになります。

対象期間は、交付申請をし
た月初めから出産(流産を含
む)の翌月末日までです。
※定期健診や予防接種など保
険診療以外(自費)の費用は
対象となりません。

県内の医療機関などを受診
される際は、保険証と一緒に
受給者証を医療機関の窓口に
提示してください。

■**お問合せ**
保険年金課 岩井仮設庁舎
内線 1736

対象期間は、出生の日から
中学3年生の3月31日までで